

# 市民センター行政棟及び高牟礼市民センター 広場便所清掃業務委託 仕様書

## 1. 委託場所

耳納市民センター行政棟	久留米市善導寺町飯田202番地6
千歳市民センター行政棟	久留米市東合川8丁目6番21号
高牟礼市民センター行政棟	久留米市御井町2259番地3
高牟礼市民センター広場便所	久留米市御井町2259番地1
上津市民センター行政棟	久留米市上津1丁目13番21号
筑邦市民センター行政棟	久留米市大善寺町宮本165番地12

## 2. 委託期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

## 3. 委託料の支払い

業務の委託料は月払いとし、年間金額を12等分した額で支払う。  
ただし、金額に端数が生じた場合は3月分に加算し調整を行う。

## 4. 委託概要

- (1) この清掃業務の委託は、別紙清掃作業要領に基づき、上記場所の清掃を行うものである。
- (2) 受託者は、誠意をもって受託場所の美観保持について、本仕様書及び清掃作業要領等に基づき、信義を重んじ善良な管理者の注意をもって誠実に遂行しなければならない。
- (3) 日常清掃は、週5回（月曜日から金曜日まで、午前7時から8時30分までの1時間30分間）行なうものとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。  
高牟礼市民センター広場便所及び周辺清掃については、平日に週2回行ない、作業日が祝日の場合は翌日に行なうものとする。ただし、汚れが甚だしい場合は、指定日以外でも清掃を行なうこととする。
- (4) 作業に使用する機械器具、洗剤、薬品などは、実験済の優良品を使用しなければならない。

- (5) ごみは可燃物、不燃物に分けて久留米市の指定袋に入れ、所定の場所に排出すること。
- (6) 作業に使用する機械器具、指定ごみ袋、洗剤、薬品などのほか、トイレトーパー、シートペーパー、石鹼液もすべて受託者の負担とする。
- (7) 作業中に、施設の破損箇所などを発見したときは、委託者に報告すること。
- (8) 特殊清掃については年2回、委託者の指示する月に行なうものとする。
- (9) 日常清掃について少なくとも年1回委託者と委託場所の点検を行なうこと。
- (10) 鍵がかかっている部屋の清掃については職員の指示のもと行なうこと。
- (11) 業務の実施にあたり、知り得た個人情報その他の秘密を漏らさないこと。  
また、契約の終了後も同様とする。
- (12) 請負者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (a) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (b) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
  - (c) 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (13) 業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、委託者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (14) 業務を遂行するにあたって、労働基準法、その他関係諸法令を遵守すること。
- (15) その他、特段の定めのないものについては、その都度両者協議のうえ決定する。

## 市民センター清掃明細書（その1）

	耳納	千歳	高牟礼	上津	筑邦	計
ポーチ	29.87 磁器質角 タイル	53.49 磁器質角 タイル	28.00 磁器質角 タイル	42.79 磁器質角 タイル	41.64 磁器質角 タイル	195.79
風除室	10.06 磁器質角 タイル	7.44 磁器質角 タイル	10.35 磁器質角 タイル	7.50 磁器質角 タイル	7.50 磁器質角 タイル	42.85
待合ロビー	93.13 磁器質角 タイル	81.56 磁器質角 タイル	114.31 磁器質角 タイル	83.39 磁器質角 タイル	83.39 磁器質角 タイル	455.78
ガラス張り 倉庫	5.40 磁器質角 タイル	5.40 磁器質角 タイル	5.40 磁器質角 タイル	5.40 ストーン タイル	5.40 ストーン タイル	27.00
トイレ	19.95 せつ器質角 タイル	21.52 磁器質角 タイル	21.58 せつ器質角 タイル	24.57 磁器質角 タイル	24.57 磁器質角 タイル	112.19
事務室	105.93 タイル カーペット	125.70 タイル カーペット	91.50 タイル カーペット	108.82 タイル カーペット	108.82 タイル カーペット	540.77
相談室	8.46 塩ビシート	11.27 タイル カーペット	8.58 塩ビシート	7.61 塩ビシート	7.61 塩ビシート	43.53
会議室	22.60 タイル カーペット	24.50 タイル カーペット	24.75 タイル カーペット	26.82 ストーン タイル	26.82 ストーン タイル	125.49
ヘルパー室	25.99 塩ビシート	27.50 タイルカーペット (一部塩ビシート)	25.36 塩ビシート	24.88 塩ビシート	24.88 塩ビシート	128.61
休憩室	14.69 塩ビシート	15.20 塩ビシート	15.60 塩ビシート	16.58 塩ビシート	16.58 塩ビシート	78.65
給湯室	3.38 塩ビシート	2.00 塩ビシート	4.00 塩ビシート	2.00 塩ビシート	2.00 塩ビシート	13.38
更衣室	9.04 塩ビシート	8.10 タイル カーペット	10.16 塩ビシート	9.45 塩ビシート (一部パンチ カーペット)	9.45 塩ビシート (一部パンチ カーペット)	46.20
(計)	348.5	383.68	359.59	359.81	358.66	1,810.24

※上段：面積（㎡） 下段：床材

## 市民センター清掃明細書（その2）

	耳納	千歳	高牟礼	上津	筑邦	計
磁器質角タイル	138.46	169.41	158.06	158.25	157.1	781.28
せつ器質角タイル	19.95	-	21.58	-	-	41.53
ストーンタイル	-	-	-	32.22	32.22	64.44
塩化ビニールシート	61.56	25.32	63.70	58.42	58.42	267.42
タイルカーペット	128.53	188.95	116.25	108.82	108.82	651.37
パンチカーペット	-	-	-	2.10	2.10	4.20
計	348.50	383.68	359.59	359.81	358.66	1,810.24

※面積（㎡）

	耳納	千歳	高牟礼	上津	筑邦	計
便器	5	5	6	6	5	27
洗面台	4	5	5	5	4	23
蛍光灯	139	115	139	131	127	651
窓ガラス	95.33	95.66	99.44	63.23	64.25	417.91

※便器, 洗面台（個）・蛍光灯（本）・窓ガラス（㎡）

## 高牟礼市民センター広場便所明細

### <建物明細>

構造：鉄筋コンクリート造平屋建て（既製品）

延べ面積：6.8 m<sup>2</sup>

屋根：50 二丁磁器質タイル張り（トップライトドーム（1,300 角、ポリカ乳白色）付）

外壁：50 二丁磁器質タイル張り

内壁：複層塗材 E 仕上げ

床：100 角磁器質タイル張り

建具：多目的便所のみハンガードア有

### <設備仕様>

男子 便所：小便器 1 基、コンパクト手洗い 1 基

LED 照明 1 基（センサー式）

多目的便所：洋便器 1 基（子ども用便座付）、身障者用洗面器 1 基、固定式 I 型手すり、

可動式 L 型手すり、紙巻器、化粧鏡

LED 照明 2 基（センサー式）

非常押ボタン（外部に非常回転灯付）

# 清 掃 作 業 要 領

1. 清掃の実施にあたっては、容易に動かさしうる備品等はすべて移動し、清掃部分の材質に合わせた清掃を行い、清掃終了後、移動した備品等は確実に所定の位置に戻すこと。また、戸締まりや火気等にも十分注意すること。

## 2. 日常清掃

(1) 清掃実施日 月曜日から金曜日まで（午前7時から8時30分までの1時間30分間）行うものとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。  
高牟礼市民センター広場便所及び周辺清掃については、平日に週2回行い、作業日が祝日の場合は翌日に行うものとする。ただし、汚れが甚だしい場合は、指定日以外でも清掃を行うこととする。

### (2) 清掃の方法

#### ①共通

- ・各所のゴミ箱及び灰皿などは処理をおこない、ゴミ等は指定袋に入れ所定の場所に搬出すること。
- ・各所の床面はすべらないように拭きあげること。

#### ②ポーチ、玄関、風除室など

- ・磁器質角タイルの床面は、ちりやほこりをよく除去した後、モップ拭きをする。また、汚れのひどい部分は適性洗剤により汚れを除去すること。
- ・ドアや扉の汚れは拭きあげること。

#### ③待合ロビーなど

- ・磁器質角タイル及びせっ器質角タイルの床面は、ちりやほこりをよく除去した後、モップ拭きをする。また、汚れのひどい部分は適性洗剤により汚れを除去すること。
- ・記載台の汚れは拭きあげること。

#### ④事務室など

- ・タイルカーペット及びパンチカーペットの床面は、バキュームクリーナーにより、ちりやほこりを除去する。また、汚れのひどい部分は、適性洗剤により染み抜き等の処置を施すこと。

#### ⑤相談室など

- ・塩化ビニールシート及びストーンタイルの床面は、ちりやほこりをよく除去した後、モップ拭きをする。また、汚れのひどい部分は適性洗剤により汚れを除去すること。

#### ⑥トイレ

- ・大小便器は水洗いし、汚れの甚だしい部分は、適性洗剤により汚れを除去すること。
- ・汚物入れの内容物を処理すること。
- ・ドアや洗面台の汚れは拭きあげること。

- ・トイレトペーパー、シートペーパー及び石鹼液は、必要に応じ補填すること。
- ・必要に応じ脱臭をおこなうこと。
- ⑦ 給湯室など
  - ・洗面台およびシンクの汚れは拭きあげること。
- ⑧ 高牟礼市民センター広場便所及び周辺
  - ・大小便器は水洗いし、汚れの甚だしい部分は、適性洗剤により汚れを除去すること。
  - ・汚物入れの内容物を処理すること。
  - ・ドアや洗面台の汚れは拭きあげること。
  - ・トイレトペーパー、シートペーパー及び石鹼液は、必要に応じ補填すること。
  - ・磁器質角タイルの床面は、ちりやほこりをよく除去した後、モップ拭きをする。また、汚れのひどい部分は適性洗剤により汚れを除去すること。
- ⑨ その他
  - ・仕様書に記載のない特段の疑義が生じた場合は協議すること。

### 3. 特殊清掃

- (1) 清掃実施日            委託者が指示する月で年2回行うものとする。
- (2) 清掃の方法
- ①天井及び壁面など
    - ・天井及び壁面のちり払いをおこなうこと。
  - ②窓ガラスなど
    - ・全ての扉、窓ガラス、網戸等などの清掃をおこなうこと。  
(窓ガラスはガラス用ワックスを塗布すること)
  - ③相談室など
    - ・塩化ビニールシート及びストーンタイルによる床面は、ワックス塗布、艶出しをおこなうこと。
  - ④蛍光管等など
    - ・天井のLED灯及びそのまわりの部分の清掃をおこなうこと。
  - ⑤非常灯など
    - ・非常灯の点灯について点検すること。  
(耳納・高牟礼両市民センターにおいては高天井部の非常灯が切れている場合は、その交換もおこなうこと。蛍光管は委託者が準備する。)
  - ⑥ダクト清掃など
    - ・施設内のダクト清掃（フィルター清掃含む）をおこなうこと。

⑦トイレの床清掃など

- ・トイレの床面は、ワックス塗布、艶出しをおこなうこと。

⑧その他

- ・備品等の取扱に注意して作業を行ない、移動した什器は元の場所に戻すこと。